

No 1 指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和6年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回(2事業年度)を限度とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この補助事業の対象者としての決定を受け、指導医資格を取得した<u>後、資格認定日又は認定期間の開始日のうちいずれか遅い日から起算して</u>、次の期間、高知県内の学会認定病院又は教育関連病院で医師の指導に協力する者</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 1事業年度補助を受けた者・・・1年間</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 2事業年度補助を受けた者・・・2年間</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和6年度補助額は、令和6年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年10月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する</u></p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) (略)</p>	<p>令和6年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回(2事業年度)を限度とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この補助事業の対象者としての決定を受け、指導医資格を取得した翌年度から、次の期間、高知県内の学会認定病院又は教育関連病院で医師の指導に協力する者</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 1事業年度補助を受けた者・・・1年間</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 2事業年度補助を受けた者・・・2年間</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4～12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和6年度補助額は、令和6年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、補助(予定)額の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) (略)</p>

新	旧
<p>第1～6号様式 (略) (別紙1～8) (略)</p>	<p>第1～6号様式 (略) (別紙1～8) (略)</p>